

山梨県交通対策推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、山梨県交通対策推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、交通の著しい^{ふくそう}輻輳と交通事故の激増等の情勢に鑑み、交通安全宣言県として交通事故の防止並びに交通円滑化に対する総合的かつ効果的な対策を協議推進し、もって県民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業等)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議推進する。

- (1) 交通安全運動の推進に関する事。
- (2) 交通安全意識の高揚及び交通安全教育の推進に関する事。
- (3) 道路及び交通安全施設の整備改善に関する事。
- (4) 交通事故防止対策の調査研究に関する事。
- (5) 踏切事故防止の総合対策に関する事。
- (6) 暴走族対策の推進に関する事。
- (7) 被害者対策の推進に関する事。
- (8) 交通安全功労者等の顕彰に関する事。
- (9) その他この協議会の目的達成に必要な事。

(構成及び組織)

第4条 この協議会は、別表第1に掲げる機関及び団体をもって構成する。

2 この協議会は、別表第2の委員をもって組織する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。この構成は別表第3のとおりとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 常任委員 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、山梨県知事の職にある者がこれにあたるものとする。副会長、常任委員、監事は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 会長は会務を総理し本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 4 常任委員は、会務の執行にあたる。
- 5 監事はこの協議会の経理を監査する。

(顧問)

第6条 この協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は協議会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問にこたえ、また、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門部会)

第7条 この協議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、会長が特に必要と認めるときは、特別部会を置くことができる。

- (1) 交通安全部会
 - (2) 踏切対策部会
 - (3) 暴走族対策部会
 - (4) 被害者対策部会
- 2 部会の構成は別表第4、分担事項は別表第5のとおりとする。
- 3 専門部会長（以下「部会長」という。）は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会、常任委員会及び部会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集し、その議長となる。
- 3 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 収支予算及び決算

- (3) 会則の変更
- (4) その他本会の運営に関し重要な事項
- 4 常任委員会は、必要な都度会長が召集し、次の事項を審議する。ただし、常任委員会において審議する事項について、常任委員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案が承認されたものとみなすこととする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 予算の補正
 - (3) その他本会の運営上必要な事項
- 5 部会は、部会長が召集しその議長となり、当面の諸問題について協議するほか、総会から付託された事項について審議する。
- 6 部会の会議結果については、総会に部会長が報告するものとする。
- 7 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員及び部会員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(通報及び対策の推進)

第9条 会長は会議において協議した事項のうち、山梨県交通安全対策本部及び関係行政機関または関係団体に措置を求める必要があるものについては、当該機関または団体に通報し、その協力を求めるものとする。

(事務局)

第10条 この協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
 2 事務局は、山梨県県民生活部県民生活安全課に置く。
 3 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置き、事務局長には県民生活安全課長を充て、事務局員は会長が任命する。

(会計)

第11条 この協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 3 協議会の財務及び会計に関し必要な事項について、別に会計規程を会長が定める。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定めるものとする。

- 附則 1 この会則は、昭和41年10月8日から適用する。
- 附則 1 この会則は、昭和43年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、昭和44年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、昭和49年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、昭和56年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成5年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成6年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成7年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成8年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成9年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成10年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成12年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成13年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成14年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成16年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成18年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成21年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成22年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成23年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成24年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成25年5月30日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成26年5月29日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成27年6月2日から適用する。
- 附則 1 この会則は、平成28年5月24日から適用する。
- 附則 1 この会則は、令和元年5月28日から適用する。
- 附則 1 この会則は、令和2年4月1日から適用する。

- 附則 1 この会則は、令和3年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、令和4年4月1日から適用する。
- 附則 1 この会則は、令和6年4月1日から適用する。